

2014年10月1日

(株)東京環境測定センターニュース

(No. 182)

1. 土壌の汚染に係る環境基準の見直しが行われています。

平成26年9月中央環境審議会土壌農薬部会土壌環境基準小委員会
土壌の汚染に係る環境基準の見直しについて(第2次答申)(案)より

1. 1,4-ジオキサンの土壌環境基準(溶出基準)について

環境上の条件として、検液1Lにつき0.05mg以下であること。

①1,4-ジオキサンの測定方法

- ・検液の作成方法は、現行どおり平成3年環境庁告示第46号(土壌の汚染に係る環境基準について)付表の2に掲げる検液の作成方法のとおりとする。
- ・検液中濃度に係る測定方法は、公共用水域告示付表7に掲げる方法とする。

②達成状況の評価

水質環境基準については、基準値が有害物質の長期間摂取に伴う健康影響を考慮して算定された値であることから、公共用水域における達成状況は、基本的には年間平均値(全シアンのみ最高値)により評価することとされている。

しかしながら、土壌汚染は、一般に蓄積性の汚染であり、その汚染状態は水質におけるほど経時的に変化しやすいものではないことから、従来より、1回の調査結果が環境上の条件を超えていれば、土壌環境基準を達成していないものとして評価することとされており、1,4-ジオキサンについても、この考え方にに基づき評価する。

③3倍値基準 *4

1,4-ジオキサンは土壌への吸着が低いことを考慮して3倍値基準は適用しないこととする。

- *4 3倍値基準とは、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれら物質の濃度が土壌環境基準の値を超えていない場合に適用される環境上の条件(溶出基準)で土壌環境基準の告示別表の備考2に規定されている。具体的には、土壌中に元来存在する物質でもあり土壌に吸着されやすい重金属類(カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素)について、通常の基準値の3倍値としている。

2. 塩化ビニルモノマーの土壤環境基準（溶出基準）について

環境上の条件として、検液 1L につき 0.002mg 以下であること。

①対象項目の測定方法

- ・検液の作成方法は、現行どおり平成 3 年環境庁告示第 46 号(土壤の汚染に係る環境基準について)付表の 2 に掲げる検液の作成方法のとおりとする。
- ・検液中濃度に係る測定方法は、地下水環境基準告示付表に掲げる方法とする。

②達成状況の評価

塩化ビニルモノマーについても、1 回の調査結果が環境上の条件を超えていれば、土壤環境基準を達成していないものとして評価する。

③3 倍値基準

塩化ビニルモノマーは土壤への吸着が低いことを考慮して 3 倍値基準を適用しないこととする。

3. 今後の課題

今後は、1,2-ジクロロエチレン、カドミウム及びその化合物、トリクロロエチレンについて、土壤環境基準の見直しに係る検討を進めるとともに、これらの物質を含め、引き続き土壤中の挙動や周辺環境への影響等に関する科学的知見の蓄積に努め、土壤汚染対策を適切に推進することが重要である。

2. 水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しが行われています。

平成 26 年 9 月中央環境審議会

水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて（答申）より

1. 水質汚濁防止法における排水基準の考え方

水質汚濁防止法では、公共用水域の水質汚濁の未然防止の観点から、有害物質及び生活環境項目の双方について、全公共用水域に排出される全ての特定事業場からの排水に対して全国一律の排水基準を適用することとしている。このうち、有害物質については、原則として、人の健康の保護に関する環境基準値の 10 倍に設定されているが、これは排水の水質は公共用水域に排出されると、そこを流れる河川水等により、排水口から合理的な距離を経た公共用水域において、通常少なくとも 10 倍程度に希釈されると想定されることに基づくものである。

2. カドミウム及びその化合物に関する基準値の見直し

基準	新たな基準値	現行の基準値
排水基準	0.03mg/L	0.1mg/L
特定地下浸透水が有害物質を含むものとしての要件（地下浸透基準）	（据え置き）	0.001mg/L
地下水の浄化措置命令に関する浄化基準	0.003mg/L	0.01mg/L

御質問、問合せは、技術グループ 課長 坂井 TEL03(3895)1924 までお願いします。